

## 商品概要説明書

### 年金定期貯金「シン・未来」

(2024年9月9日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金定期貯金「シン・未来」</li> <li>※この商品は「スーパー定期貯金」の商品を一部変更したものです。</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のみ</li> <li>※公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金・厚生年金基金等）の振込口座を新規にご指定いただいた方、または、既にご指定いただいている方。</li> <li>※55歳以上で所定の年金予約書により公的年金の振込予約をされた方。</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定額方式 1年（単利）</li> <li>※預入時のお申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。</li> <li>※継続時に年金振込が行われていない場合は、ご継続を中止とさせていただきます。</li> </ul>
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>1円以上1,000万円以下</li> <li>※当JA組合員はおひとりあたり預入金額1,500万円まで</li> <li>1円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入時の約定利率を満期日まで適用します。</li> <li>※組合員は0.01%上乘せ</li> <li>満期日以後に一括して支払います。</li> <li>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。</li> <li>※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乘せした利率）</li> <li>マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> <li>ただし、②利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> </ul>
貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象</li> <li>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）またはコンプライアンス対策部（電話：024-529-7951）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAコンプライアンス対策部もしくはJAバンク相談所、または当該機関にお申し出ください。 福島県弁護士会（電話：024-534-2334）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・金利環境の変更等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。</li> <li>・継続時にこの定期貯金を取り扱っていない場合は、一般のスーパー定期貯金＜単利型＞としてご継続します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAふくしま未来